農地の貸し借りの制度をご活用ください
ぜひ、大切な農地を
山形県農地中間管理機構へ

「農地中間管理事業」は、農地中間管理機構（公的機関）が農地を貸したい農家から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家等へ貸し付ける制度です

出し手農家 → 機構へ貸付 → **山形県農地中間管理機構〔やまがた農業支援センター〕** → 機構から借入 → **受け手農家**

連携 ↕ 協力

市町村・農業委員会・ＪＡ等

農地を貸したい方（出し手）

（農業振興地域内で耕作可能な農地に限ります）

・農業経営のリタイアを考えている方
・規模縮小を考えている方
・農地の受け手を探している方

※お申し込み・ご相談は、市町村等窓口へ

農地を借りたい方（受け手）

・まとまった農地で効率経営を目指す方
・経営の規模拡大を目指す方
・新規に農業参入を目指す方

※機構ホームページ、または市町村窓口にて募集期間をご確認の上、お申し込みください

出し手農家のメリット

＊公的機関が農地を預かるので安心です
＊賃借料は機構からの口座振込、手間がかかりません
＊契約期間終了後には、確実に農地が戻ります
＊農地中間管理機構に農地を預けることにより、『機構集積協力金』※が受けられます（要件があります）

受け手農家のメリット

＊複数の出し手農家の農地を借りても、契約は機構とのみとなります（契約の手間が省けます）
＊まとまった農地を長期間借りられ、農作業の効率化・コストダウンが可能です（借入期間中は安心して耕作できます）
＊口座振替で賃借料の支払いが便利です

※『機構集積協力金』…地域集積協力金（地域の一定割合以上を機構に貸し付けた場合）、経営転換協力金（経営転換・リタイアする農業者へ）耕作者集積協力金（機構が借り受けている農地などに隣接する農地を、機構を経由して担い手へ貸し付けた場合）

農地への課税強化・課税軽減について

●課税強化

平成29年度から、農業委員会が農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地に対して、課税強化されることになりました

●課税軽減

所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を、新たにまとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けると、それらの農地に係る固定資産税が一定の期間、軽減されることになりました

農地の貸し借りの流れ〔農地中間管理事業の概要〕

出し手農家の方 機構に農地を貸す場合

所有者からの貸付希望申込	・常時、業務委託先（市町村・JA等）にて、お申し込みを受け付けております
↓	
貸付希望者リストの作成	・貸付希望者を取りまとめ業務委託先（市町村・JA等）にて作成します
↓	
賃借料・期間等の交渉	・機構（業務委託先）と所有者の交渉となります
↓	
農用地利用集積計画公告（市町村）	・機構へ権利移転となります

受け手農家の方 機構から農地を借りる場合

借受希望者募集へ応募・公表	・募集期間があります 市町村窓口へご確認の上、お申し込みください
↓	
借受者の選定	・機構ホームページにて借受希望者が公表されます ・貸付けルールにより選定されます
↓	
賃借料・期間等の交渉	・機構（業務委託先）と借受者の交渉となります
↓	
農用地利用配分計画（案）の作成	・市町村にて作成します
↓	
農用地利用配分計画の決定	・機構にて作成し、県へ申請します
↓	
農用地利用配分計画の認可・公告（県）	・機構から借受者へ権利移転となります

農地売買等事業について

農地売買等事業についても、
農地中間管理機構の特例事業として従来通り実施します

●農地を売る方
代金は、契約・登記後に速やかに支払われ、
所得税の特別控除が受けられます

●農地を買う方
登録免許税
不動産取得税
} が軽減されます

大切な農地を将来とも有効活用し、
地域の農業を元気にしていきましょう！

お問い合わせは

最寄りの 市町村農政担当課 または 農業委員会 まで、お気軽にお問い合わせください

公益財団法人　やまがた農業支援センター
（山形県農地中間管理機構）
農地中間管理事業課　TEL：023−631−0697
FAX：023−624−6019
ホームページ　http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp

当センターでは、この事業の相談窓口を各市町村にお願いしております